

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校における
学生の個人情報の取扱について

令和3年3月
水産大学校

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下、本校）では、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律、及び国立研究開発法人水産研究・教育機構における個人情報及び特定個人情報の適正な管理に関する規程に基づき、下記のとおり、業務遂行に係る学生の個人情報の適切な取得、利用及び管理を行っています。

【取得する個人情報の利用目的の明示】

本校の業務を遂行するため必要な場合、以下に示す各利用目的に必要な範囲で個人情報を取得します。

利用目的	取得する個人情報
入学者選抜業務	学生本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、出身高校、調査書、健康診断書、試験の得点 等
学籍管理（各種証明書の発行を含む）	学生本人の氏名、生年月日、性別、住所、出身高校、所属学科、学籍番号、異動情報、履修登録科目、成績情報 等
学生の修学指導（学生証の発行を含む）	学生本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、写真、出身高校、所属学科、学籍番号、異動情報、成績情報、保護者等の氏名、住所、電話番号 等
学生名簿の作成	学生本人の氏名、所属学科、学籍番号 等
成績評価業務	氏名、学科、学籍番号、学業成績 等
学生、保護者等への連絡、郵便物の送付	学生本人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、学籍番号、保護者等の氏名、住所、電話番号 等
学生の安否確認システムの運用	学生本人の氏名、電話番号、メールアドレス、所属学科、学籍番号 等

授業料免除業務	学生本人の氏名、住所、所属学科、学籍番号、所得情報、家族情報、家族の氏名、住所、成績、免除状況 等
奨学金貸与等業務	学生本人の氏名、生年月日、性別、住所、所属学科、学籍番号、所得情報、家族情報、家族の氏名・住所、成績、貸与状況 等
授業料等債権管理業務	学生本人の氏名、所属学科、学籍番号、保証人の氏名、住所、電話番号、授業料納入状況 等
学生の雇用契約等業務	学生本人の氏名、住所、電話番号、振込口座情報、マイナンバー（業者委託） 等
学生寮関係業務（入寮者選考を含む）	学生本人の氏名、性別、住所、電話番号、所属学科、学籍番号、成績、所得情報、家族情報、家族の氏名、住所 等
学生の車両入構許可・交通指導	学生本人の氏名、所属学科、学籍番号、住所、電話番号、車両情報、保証人の氏名、住所、運転免許証 等
学生の健康管理業務	学生本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、身長、体重、視力、色覚、血圧、胸部 X 線、心電図、尿、血液、問診情報、診断書、病歴、予防接種、家族情報、家族の氏名、電話番号 等
学生の修学支援業務	学生本人の氏名、所属学科、学籍番号、性別、住所、電話番号、メールアドレス、診断書、家族の氏名、電話番号 等
課外活動支援業務	サークル名簿、大会成績情報 等
就職支援業務	学生本人の氏名、生年月日、性別、住所、所属学科、学籍番号、メールアドレス、内定情報、卒業後の進路情報 等
図書館業務	学生本人の氏名、所属学科、学籍番号、電話番号、メールアドレス、入館履歴、貸出履歴、写真 等
学内 LAN 接続申請	学生本人の氏名、学籍番号、電話番号、メールアドレス、MAC アドレス 等
HACCP 管理者資格申請業務	学生本人の氏名、生年月日、基礎科目履修単位数、住所、メールアドレス、電話番号 等

各種統計資料の作成	上記個人情報
-----------	--------

【個人情報の学内掲示板等への掲示について】

本校は、学生への周知又は連絡を行うため必要な範囲で、学生の個人情報を学内掲示板等に掲示することがあります。

利用目的	学内掲示板等へ掲示する内容
学生への周知及び連絡を行うため	名前、所属学科、学年
期末試験等の結果の掲示	学籍番号、所属学科、学年

【個人情報の目的外利用・提供について】

本校では、利用目的の範囲内で学生等の個人情報を利用します。ただし、法律の定める例外（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第九条第二項）については、本人の同意なしに情報を提供することがあります。

【安全性の確保について】

本校は、学生等の個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。また、個人情報の取扱いの業務を外部に委託する場合は、契約書等により秘密保持の義務等を明記するとともに、必要に報じ、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況について確認します。

【開示等制度の詳細について】

本校が保有する当該学生等の個人情報については、法令等に基づき、開示、訂正及び利用停止の請求をすることができます。開示等制度については、下記 URL に関連の情報を掲載しています。

<http://www.fish-u.ac.jp/johokoukai/index.html>

開示制度に関する質問は、本校管理課までお問い合わせください。

お問合せ先：083-286-5111（電話）

以上

（参考）独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 独立行政法人等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための独立行政法人等の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。